

事務連絡
令和2年5月22日

各務原市内 指定居宅介護支援事業所
同 指定介護予防支援事業所 管理者 様

各務原市健康福祉部介護保険課長

新型コロナウイルス感染症の拡大防止に係る
モニタリング及びサービス担当者会議の取り扱いについて（確認）

この度は新型コロナウイルス感染症の感染防止に日々御尽力頂き誠にありがとうございます。

令和2年2月28日付け事務連絡において、モニタリング等の取り扱いについて通知しておりますが、岐阜県下の「緊急事態宣言」及び「緊急事態措置」が先週解除されたのを機に、あらためてモニタリング等の取り扱いの内容を確認します。

記

令和2年2月28日付け事務連絡において、モニタリングやサービス担当者会議の開催について、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から「やむを得ず利用者の居宅を訪問しての状況の把握が出来ない場合」及び「やむを得ずサービス担当者会議に利用者や家族その他が参加出来ない場合」において、面談に代わる方法を取っても良い旨を通知しております。

この解釈自体の変更はありませんが、あくまでやむを得ない個々の事情を斟酌可能である旨を定めたものですので、やむを得ない個々の事情が解消されましたら、適切なモニタリングの実施及びサービス担当者会議の開催をお願いします。

なお、この通知は各務原市がやむを得ない個々の事情を一方的に定めるものではありません。

以上ご理解ご協力のほどよろしくお願いいたします。

お問い合わせ先	各務原市 健康福祉部 介護保険課 施設指導係
電話番号	058-383-2067（直通）
FAX	058-383-6365（市代表）
Eメール	kaigo★city.kakamigahara.gifu.jp（課代表）

（メール送信時は★を@に置き換えてください）